

平成30年度佐賀県医師国民健康保険組合事業計画

1. 平均被保険者数

区 分	人 数	(参考) 平成29年度
医師組合員	528名	531名
医師組合員の家族	824名	859名
従業員組合員	330名	323名
従業員組合員の家族	49名	47名
合 計	1,731名	1,760名
後期高齢者組合員	44名	45名

2. 保 険 料

医師組合員 (均等割・月額) 11,000 円

(所得割・月額)

前々年の課税所得額より300万円を控除した額
2.5/1,000額(100円未満切捨)とする。

但し、2.5/1,000額が月額35,000円をこえることは
できない。

医師組合員の世帯に属する被保険者

(均等割・月額) 7,500 円

但し、医師の資格を持つ者は医師組合員と同額とする

(均等割・月額) 11,000 円 + (所得割・月額)

従業員組合員 (均等割・月額) 8,500 円

従業員組合員の世帯に属する被保険者 (均等割・月額) 7,500 円

介護分保険料(組合員・組合員の世帯に属する被保険者) (均等割・月額) 4,600 円

後期高齢者支援金保険料(組合員・組合員の世帯に属する被保険者) (均等割・月額) 4,500 円

後期高齢者組合員保険料 (均等割・月額) 2,000 円

3. 保 険 給 付

(1) 給付割合

医師組合員並びに従業員組合員及びその世帯に属する被保険者

入院 7 割

入院外 7 割

但し、前期高齢者(70歳から75歳未満)

一定以上所得者 入院 7 割 入院外 7 割

一般所得者 入院 8 割 入院外 8 割

※一般所得者については、平成26年4月1日までに70歳となる被保険者は、
軽減特例措置の対象となり、負担割合は1割に据え置かれている。
しかし、平成26年4月2日以降に70歳となる被保険者の一部負担金等の割合に
ついては、2割となる。

(2) 高額療養費

国民健康保険法第57条の2の規定通り支給

詳細は参考資料1を参照

(3) 出産育児一時金の支給

被保険者 1件 404,000円とする。

但し、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は、16,000円を加算する。

(4) 葬祭費の支給

医師組合員 100,000円とする。

その他 50,000円とする。

(5) 傷病手当金の支給

医師組合員が、疾病または負傷により業務に従事することができなかつたときは就業不能と認められた日から起算して15日目より365日間を限度として日額5,000円の傷病手当金を支給する。

発病後、傷病手当金を受給することなく死亡した場合は、傷病見舞金として日額の30日分を支給する。なお、傷病手当金の支給期間が30日未満で死亡の場合にはその差額を支給する。

365日間の給付期間を満了後、3年を経過した場合は、再支給する。

4. 保 健 事 業

(1) 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。

(2) 健康管理事業として医師組合員、医師組合員の配偶者、医師組合員の世帯に属する40歳以上の被保険者（家族）、従業員組合員及び後期高齢者組合員に対し血液検査を実施する。併せて、40歳以上の特定健康診査対象者については、問診、計測（身長・体重・BMI・腹囲）、診察、血圧、検尿を追加健診項目として実施する（追加健診項目については、各組合員の協力を得て無償で実施頂く）。検査機関は佐賀県健康づくり財団、唐津東松浦医師会医療センターで実施する。

(3) 医師組合員及び医師組合員の配偶者が総合的健康診断のために受ける精密検査（人間ドック）に対しその費用の1/2を助成する。但し、限度額を20,000円。（1年度1人1回に限る）検査機関は、佐賀県健康づくり財団、唐津東松浦医師会医療センター、武雄杵島地区医師会検診センターで実施する。

(4) 歩こう会を開催する。

(5) 75歳以上の後期高齢者組合員が死亡された場合に死亡見舞金10万円を支給する。